

# 美しい町づくり推進住民協定

## （目的）

第1条 この協定は、大和郡山市筒井地区南市場自治会（以下「自治会」という。）区域内の公的スペース及び休耕地等を活用して、コンテナプランターの設置及び自治会公園等の花壇、地域の花づくりの推進、整備・維持管理を行うことにより、地域住民や地域を訪れる人々に好感を与え、生き生きとした草花が溢れほっと一息つけるような潤いと憩いの場所を創造し、地域住民自らの手による心豊かな「美しい町づくり」の活動の和を広げていくことを目的とします。また、この活動により不法駐輪・駐車とゴミの不法投棄が少しでも減少し、ひいては事故・犯罪の防止に役立つことを期待します。

## （協定の区域）

第2条 自治会の区域とします。

## （協定の運営に関する事項）

第3条 この協定の運営については次のとおりとします。

- (1) この協定の運営は、自治会の事業部である美化推進部が行うこととします。
- (2) 美化推進部は、部長、副部長のほか、各ブロック長及び美化推進部の事業部の目的に賛同し自主的に参加する自治会会員とで構成します。
- (3) 美化推進部は、原則として毎月第1日曜日の作業終了後、自治会館において会議を開催することとします。
- (4) 美化推進部は、毎年開催の自治会総会で事業計画及び事業実績を報告し、必要な事項について承認を受けることとします。
- (5) 美化推進部は、美しい町づくり活動を円滑に行うため、国土交通省、奈良県、大和郡山市、筒井地区連合自治会等関係方面と関係を密にし、より良い地域活動となるように努力することとします。

## （花づくりに関する事項）

第4条 花づくりに関する活動については、次のとおりとします。

- (1) 美化推進部は、コンテナプランター・花壇等の維持管理のため、毎月第1日曜日午前9時より手入れ、付近の清掃を行うこととし、この活動は事前及び事後に自治会会員に広く周知を行うものとします。
- (2) 自治会会員は、必要に応じてコンテナプランター・花壇等の整備及び日常維持管理（水やり・花殻取り等）に協力することとします。
- (3) 自治会自主防災会は、地域巡視の際に、コンテナプランター・花壇等の確認を併せて行うものとします。
- (4) 自治会会員は、コンテナプランター・花壇等に異常を発見場合には、美化推進部へ通報することとします。

## （協定の変更及び見直しについて）

第5条 この協定の変更及び見直しについては次のとおりとします。

- (1) 協定は美化推進部において原則として5年ごとにその内容を見直し、必要に応じて変更を検討することとします。
- (2) 協定の変更は、自治会総会の議決をもって行うこととします。

附則 この協定は、平成23年1月9日より適用します。